

公益社団法人日本地震学会の「意志の表明」に関する取り決めの手続きに関する規則

2014年3月19日制定

(目的)

第一条 本規定は、公益社団法人日本地震学会が地震学あるいは地震学会に関して重要な事項について、一般社会に向けて表明する意志（以下「意志の表明」と呼ぶ）の決定の手続き、方法等について定めるものである。

(種類)

第二条 「意志の表明」の種類は会長声明、理事会声明、学会決議、または学会要望とする。

(周知の方法)

第三条 「意志の表明」は、決定後速やかにメディアへの通達、学会ホームページへの掲載及びメールニュースによる会員への伝達を行うほか、必要であれば記者会見を行う。

(発議・決定方法)

第四条 「意志の表明」の事案・発議・文案作成・決定方法は以下の通りとする。

(1) 会長声明：

事案：大きな地震が発生した場合など、緊急に声明を出す必要のある場合。原則として事案が発生して1週間以内程度に発出する。

発議：理事または会長が行う。

文案作成：理事または会長が行う。

決定方法：理事会において決定する。

(2) 理事会声明：

事案：地震学（会）にとって重要な事案に関して、他の学会等との共同提案などに参画する場合に発出する。

発議：他学会等からの呼びかけによって理事または会長が発議する。

文案作成：他学会との共同作業で作成する。

決定方法：理事会において決定する。

(3) 学会決議：

事案：地震学（会）にとって重要な事象が発生して学会の総意をとりまとめて意思を表明したい場合（例：国家政策として地震学に大きな影響のある決定がされた時あるいはされようとする時、等）。原則として事案が発生してから1年以内に発出する。

発議：理事または会長によって行う。3名以上の会員が連名で理事会に対して文書により申請を行い、理事会が認めた場合も発議することができる。

文案作成：理事会で作成する。

決定方法：理事会で承認したのち、社員総会において決定する。緊急を要する場合は社員による電子投票によって決定する。

(4) 学会要望：

事案：学会員の一部の有志が地震学会を通じて国あるいは社会に向けて要望を行いたい時
(例：関連する巨大プロジェクトへの支援を訴える，等)

発議：3名以上の会員が連名で理事会に対して文書により申請を行い、理事会がその意義を認めることによって行う。

文案作成：関連する会員で作成する。

決定方法：理事会で承認したのち、社員総会において決定する。緊急を要する場合は社員による電子投票によって決定する。

(規則の改廃)

第五条 本規定の改廃は理事会の議によって行うものとする。

附 則

この規定は、2014年4月1日から施行する